

社会保険労務士からの三方一両得だより

令和5年1月20日 第160号

バイオリン買っちゃいました

先日チケットを頂きまして、若手音楽家の管弦楽のコンサートに行ってきました。今までもバイオリンを聴く機会にはありましたが、特にこれといった感想は抱かなかったのですが、今回は何故かバイオリンに心を奪われてしまいました。自分でも弾いてみたいと、以前広告で見かけた大人の音楽教室の体験レッスンに勇気を出して参加。バイオリンの構え方、弓の持ち方と動かしかたを覚えてもらい、いざトライ。ちゃんとそれっぽい音が出ました。



左手の変な位置は先生の指示です。

現在は Youtube を見ながら毎日練習しております。すぐに犬の遠吠えのような音が出てしまいますが、それでも少しずつ上達していることが分かり、結構楽しいです。

ネットで調べても正解がよく分からないこともあるので、やはり早めにちゃんとレッスンを受けた方が良いかもしれないとも考え始めています。

バイオリンは難しくて初めはキーキーいうだけでまともに音は出ないと思っていたのですが、意外と簡単に音は出るものなのですね。すると先生がまあ褒める褒める。「初めてでここまで綺麗な音が出せる方はそんなにいませんよ」とまさに褒め殺しです。すっかり乗せられて、ついバイオリンを購入してしまいました。まあ、別のお店ですが。



入門セットでも見た目は立派。



試して見ます。うまく成長することを期待して、この方法を

見かけました。記事をと可能という記事を

敷いて今から植えることも

のですが、黒ビニールを

は三月に種芋を植える

れたりするので、いつも

寒すぎると霜にやられ

しまいました。

つたりと芽や根が出て

ら、シナシナになって

した。うっかりしていた

結構な量が残っていま

だ。うっかり食べきれず、

じゃがいもですが、豊作

昨年の夏に収穫した

我が家の畑

時間外労働の割増率が引き上げられます

中小企業に対しては適用が猶予されてきた制度ですが、今年の4月から月に60時間を超える時間外労働残業代の割増率が今までの25%から50%に引き上げられます。深夜労働割増の25%の適用基準は変わりませんので、給与締日近くに深夜残業が発生した場合は50%+25%となり計75%の割増が必要になるケースもあります。

ちなみに法定休日に働いた時間はこの60時間のカウントには含めません。そのため月の残業時間が60時間を超える場合には、平日の夜や土曜日に残業をしてもらいよりも、日曜日に休日出勤してもらった方が割増残業代の支払額は少なくなります。もっとも従業員の不満を招きかねないため、全くお勧めできませんが。



今回の法律改正への対応として、3月31日までに給与規定、賃金規定の該当部分について変更し、労働基準監督への届出と従業員への周知が必要です。

障害者の雇用状況

従業員44人以上の企業に義務づけられている障害者の雇用率について、厚生労働省は現在の2.3%から段階的に引き上げ3年後に2.7%とすることを決めましたが、現在の状況はどのようになっているのでしょうか。

民間企業の雇用障害者数は、61万人(対前年比2.7%増、対前年差16,172人増)、実雇用率2.25%(対前年比0.05ポイント上昇)と、いずれも過去最高を更新しています。また、法定雇用率達成企業の割合は、48.3%(対前年比1.3%増)となっています。

雇用者を障害種別で見ると、身体障害者は35万7,767.5人(対前年比0.4%減)、知的障害者は14万6,426.5人(同4.1%増)、精神障害者は10万9,764.5人(同11.9%増)と、特に精神障害者の伸び率が大きくなっています。

その理由として、平成30年4月から精神障害者の雇用が義務化され、雇用者は今も増加傾向となっていることが挙げられます。しかし、精神障害者は、身体障害者や知的障害者に比べて長時間安定して働くことが難しく職場定着率が低いことが課題となっています。